

能美市被災宅地等復旧事業の補助金交付手続きの流れ

※工事内容により、補助対象とならない場合がありますので、申請前に事前の相談をお願いします。

土地所有者等（申請者）

（申請書の提出及び通知書の受領を委任する場合は委任状の提出が必要）

【補助金の申請】

- ①補助事業認定申請書(様式第1号)
- ②対象工事の設計図書(位置図、計画平面図、構造図、構造計算書など)
- ③対策工事の見積書の写し及びその工事費内訳書
- ④宅地被害等の被災状況が確認できる資料(写真など)
- ⑤対策工事に係る被災宅地の所有者(申請者を除く)全員又は一部の承諾書
※申請者と所有者が異なる場合や所有者が複数の場合に提出
- ⑥被災宅地の登記全部事項証明書及び公図の写し
- ⑦申請宅地が住宅の用に供されていたことが確認できる資料(住民票など)
- ⑧その他の書類
 - ・本人確認書類の写し(免許証など)、委任状
 - ・液状化判定を行った地盤調査結果(地盤改良工事の場合)

【認定通知書の受領】

工事契約・着工

工事内容の変更、中止又は廃止をしようとするときのみ

【補助事業変更承認申請】

- ①補助事業変更等承認申請書(様式第4号)
- ②復旧工事設計変更図書
- ③補助金対象工事変更見積書の写し及びその工事費内訳書など

【変更等承認(否認)通知の受領】

【工作物など復旧工事完成】

【交付申請】

- ①補助金交付申請書(様式第6号)
- ②工事請負契約書などの写し
- ③対策工事の完成図書、工事中の写真、資料など
- ④対象工事実額の全額を工事施工者等に支払ったことが分かる領収書の写しなど
- ⑤その他の書類

【交付決定兼補助金確定通知の受領】

【補助金請求】

- ①補助金交付請求書(様式第9号)
- ②その他書類
 - ・口座番号がわかるものの写しなど

【補助金の受取】
【手続き完了】

能美市

【申請書の受付】

【審査】

受付した提出書類や工事内容を審査

【交付又は不交付決定通知】

- ・補助事業認定通知書(様式第2号)
- ・補助事業を認定しない旨の通知書(様式第3号)

【変更等承認申請の受付・審査】

受付した提出書類や工事内容を審査

【変更等承認(否認)通知】

- ・補助事業変更等承認(否認)通知書(様式第5号)

【交付申請の受付】

【完了検査】

※必要に応じて、現地検査を行う

【交付決定兼補助金確定通知】

- ・補助金交付決定兼補助金額確定通知書(様式第7号)

【請求書確認】

【補助金交付】

《遡及適用について》

・既に復旧工事を行っている場合であっても、令和6年能登半島地震により被災した宅地であることが確認できれば補助対象となるが、工事内容を確認できる書類、写真が必要となる。